



宮 崎 県 公 報

平成30年3月5日(月曜日) 第 2975 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………(こども家庭課) 1

告 示

- 保安林の指定の解除の予定……………(自然環境課) 5
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………(水産政策課) 5
- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 6
- 道路の占用を制限する区域の指定……………(“ ”) 6

頁

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域の指定……………(“ ”) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“ ”) 7

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(延・鬮・敷・額) 7

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○平成29年10月8日執行の宮崎県議会中間市選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………8

正 誤

○平成30年2月1日付け県公報(第2966号)中……………13

規 則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮 崎 県 規 則 第 11 号

児 童 福 祉 法 第 56 条 の 規 定 に 基 づ く 費 用 の 徴 収 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則(昭和40年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(負担金の決定)	(負担金の決定)
第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用(以下「負担金」という。)の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。	第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用(以下「負担金」という。)の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額(その施設の事務費の月額保護単価(3歳未満児、年少児、特別指導費及びボイラー技師雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費及び保育機能強化加算費の単価を除く。以下この号において同じ。)と事業費の各費目(里親手当を除く。以下この号において同じ。)のその月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にその月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と	(2) 前号の負担金の額が、その月の当該措置を受ける者の支弁額(その施設の事務費の月額保護単価(3歳未満児、年少児、特別指導費及びボイラー技師雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、 <u>社会的養護処遇改善加算費</u> 、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、 <u>保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費</u> の単価を除く。以下この号において同じ。)と事業費の各費目(里親手当を除く。以下この号において同じ。)のその月の当該措置を受ける者につき支弁した額の合算額をいう。ただし、その月の当該措置を受ける者の在籍日数が1箇月未満であるときは、その施設の事務費の月額保護単価と事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額をその月の日数で除して得た額にそ

月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。)を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。

2・3 [略]

(徴収費用の納付期限の延長)

第7条 [略]

2 前項の規定により納付期限の延長を受けようとする者は、徴収費用納付延期申請書（別記様式第3号）を措置権者に提出しなければならない。

別表第1（第3条関係）

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3)・(4) [略]

3 [略]

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) [略]

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条に規定する特定

の月の当該措置を受ける者の在籍日数を乗じて得た額と月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額とする。)を超える場合は、その支弁額を負担金の額とする。

2・3 [略]

(徴収費用の納付期限の延長)

第7条 [略]

2 前項の規定により納付期限の延長を受けようとする者は、徴収費用納付期限延長申請書（別記様式第3号）を措置権者に提出しなければならない。

別表第1（第3条関係）

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3)・(4) [略]

3 [略]

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) [略]

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者のうち、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2第1項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条に規定する特定

<p>旧法受給者を除く。)のいる世帯 ア [略] イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ・エ [略] (4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」の徴収金基準額とする。以下同じ。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。 6・7 [略]</p>	<p>旧法受給者を除く。)のいる世帯 ア [略] イ 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ・エ [略] (4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯 5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」の徴収金基準額とする。以下同じ。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。 6・7 [略]</p>
<p>別表第2(第3条関係) [略]</p>	<p>別表第2(第3条関係) [略]</p>
<p>[略] 備考 1 徴収月額の決定の特例 ア～ウ [略] エ 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収金基準額の決定は、行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収金基準額を決定するものとする。</p>	<p>[略] 備考 1 徴収月額の決定の特例 ア～ウ [略] エ 児童に民法第877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収金基準額の決定は、行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収金基準額を決定するものとする。</p>

<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>① [略]</p> <p>② 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>① [略]</p> <p>② 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>別記</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>児童福祉法第56条に基づく負担金決定 （変更）通知書</p> <p>児童福祉法により児童福祉施設に入所措置された者（児童</p>	<p>別記</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>負担金決定（変更）通知書</p> <p>児童福祉法により児童福祉施設に入所措置された者（児童</p>

<p>)に対する負担金の額を下記のとおり決定(変更)したから 通知します。 [略]</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p>児童福祉法第56条に基づく徴収費用の減額(免除)申請書</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>児童福祉法第56条に基づく徴収費用の納付期限延長申請書</p> <p>[略]</p>	<p>)に対する負担金の額を、児童福祉法第56条第2項の規定により下記のとおり決定(変更)したので通知します。 [略]</p> <p>様式第2号(第6条関係)</p> <p>[略]</p> <p>徴収費用の減額(免除)申請書</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>徴収費用納付期限延長申請書</p> <p>[略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の備考5の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 353号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字七郎ヶ平7069-9、7078-3
- 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 354号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第 427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
延岡市 第二加 入区	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 旧土々呂漁業協同組合の地区の者が営む小型機船船びき網等漁業(総トン数10トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業をいう。以下同じ。) 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの、小型かつお漁業(総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りに 	延岡市 第二加 入区	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区、旧鯛名漁業協同組合の地区及び旧赤水漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 小型漁船漁業、小型かつお漁業(総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。)、大型定置漁業及び小型定置漁業

		よって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業			
延岡市 第三加 入区	延岡市漁業協同 組合の地区のう ち旧赤水漁業協 同組合の地区	1 大型定置漁業及び小型定置漁業 2 小型漁船漁業			
[略]					
門川加 入区	[略]	1 [略] 2 小型機船船びき網等漁業 3～6 [略]		門川加 入区	[略] 1 [略] 2 小型機船船びき網等漁業（総 トン数10トン未満の漁船により 、主として船びき網を使用して 営む漁業をいう。以下同じ。） 3～6 [略]
[略]					
宮崎市 加入区	[略]	1～4 [略] 5 小型まぐろ漁業		宮崎市 加入区	[略] 1～4 [略] 5 小型まぐろ漁業及び大型定置 漁業
[略]					

宮崎県告示第 355号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年3月5日から同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
434	県道	風田星 倉線	日南市大字 東弁分字畑 中乙 648番 地先から同 市同大字同 字乙 663番 1地先まで	平成30年3月11日

宮崎県告示第 356号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年3月5日から同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	風田星倉 線	日南市大字東弁分字畑中乙 648番地先 から同市同大字同字乙 663番1地先ま

で

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年3月20日

宮崎県告示第 357号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大和団地地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	児湯郡新富町大字新田字陳ヶ迫1328-1
2	〃 〃 〃 〃 1345-2
3	〃 〃 〃 〃 1351
4	〃 〃 〃 〃 1346-1
5	〃 〃 〃 〃 1345-9
6	〃 〃 〃 〃 1328-1
7	〃 〃 〃 〃 1328-1

宮崎県告示第 358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	中 川 原	I - 1 - 0849	急傾斜地の崩壊
	中川原-新①	I - 1 - 0849-新①	急傾斜地の崩壊
	石代 - 2	I - 1 - 0925	急傾斜地の崩壊
	下町 - 1	I - 1 - 3344	急傾斜地の崩壊
	天満町-新①	I - 1 - 2042-新①	急傾斜地の崩壊
	福島京園	I - 2 - 0007	急傾斜地の崩壊
	大坪 - 1	I - 2 - 0201	急傾斜地の崩壊
	京塚二丁目-新①	II - 1 - 4141-新①	急傾斜地の崩壊
小 林 市	大 塚 原	II - 1 - 0808	急傾斜地の崩壊
高 原 町	祓 川	I - 1 - 0782	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮 崎 市	中 川 原	I - 1 - 0849	急傾斜地の崩壊

	中川原-新①	I - 1 - 0849-新①	急傾斜地の崩壊
	石代 - 2	I - 1 - 0925	急傾斜地の崩壊
	下町 - 1	I - 1 - 3344	急傾斜地の崩壊
	天満町-新①	I - 1 - 2042-新①	急傾斜地の崩壊
	福島京園	I - 2 - 0007	急傾斜地の崩壊
	大坪 - 1	I - 2 - 0201	急傾斜地の崩壊
	京塚二丁目-新①	II - 1 - 4141-新①	急傾斜地の崩壊
小 林 市	大 塚 原	II - 1 - 0808	急傾斜地の崩壊
高 原 町	祓 川	I - 1 - 0782	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成30年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年2月15日	特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁむ	渡邊 幸子	宮崎県児湯郡木城町石河内788番地11	この法人は、精神・知的などの障害者（児）、その家族に対して、相談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者（児）が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者（児）福祉の向上と障害者（児）の自立に寄与するこ

				とに努力し、障 害者問題に対す る社会的理解を 促進することを 目的とする。
--	--	--	--	--

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月8日執行の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月8日執行宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5, 249, 400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	武 田 浩 一	所属党派	無 所 属	期 間 9月16日から 第1回分 10月17日まで
出納責任者氏名	實 藤 賢 次			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		310,000
		円	家 屋 費		323,922
			選挙事務所費		323,922
			集合会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		916,080
			広 告 費		658,458
			文 具 費		41,852
			食 糧 費		92,108
その他の寄附	件	0	休 泊 費		0
その他の収入		1,568,515	雑 費		32,175
今 回 計		1,568,515	今 回 計		2,374,595
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		1,568,515	総 計		2,374,595

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	806,080円
	計	806,080円

報告書受理年月日	平成29年10月21日 第1回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 8 日執行宮崎県議会申間市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
5, 249, 400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	武 田 浩 一	所属党派	無 所 属	11月6日から	第2回分
出納責任者氏名	實 藤 賢 次			期 間 11月7日まで	

収 入			支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	0
			家 屋 費	58,221
			選挙事務所費	58,221
			集合会場費	0
			通 信 費	37,887
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
その他の寄附	件	0	休 泊 費	0
その他の収入		96,108	雑 費	0
今 回 計		96,108	今 回 計	96,108
前 回 計		1,568,515	前 回 計	2,374,595
総 計		1,664,623	総 計	2,470,703

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	806,080円
	計	806,080円

報告書受理年月日	平成 29 年 11 月 13 日 第 2 回報告分
----------	----------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月8日執行宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5, 249, 400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野 辺 俊 郎	所属党派	無 所 属	9月18日から 期 間 第1回分 10月17日まで
出納責任者氏名	野 辺 俊 就			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)			
			人 件 費		270,000
			家 屋 費		180,360
			選挙事務所費		180,360
			集合会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		529,200
			広 告 費		452,500
			文 具 費		0
			食 糧 費		67,550
その他の寄附	件	0	休 泊 費		137,100
その他の収入		2,000,000	雑 費		48,465
今 回 計		2,000,000	今 回 計		1,685,175
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		2,000,000	総 計		1,685,175

支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額
	ポスターの作成		432,000円
	計		432,000円

報告書受理年月日	平成29年10月19日 第1回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 29 年 10 月 8 日執行宮崎県議会中間市選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

5, 249, 400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	福留成人	所属党派	自由民主党	期間 9月1日から 第1回分 10月17日まで
出納責任者氏名	福留玉枝			

収 入			支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費	80,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
自由民主党宮崎県支 部連合会	政治団体	300,000	集会会場費	0
福留 樹	会社員	30,000	通 信 費	0
福留 奈那	会社員	50,000	交 通 費	0
			印 刷 費	540,000
			広 告 費	280,000
			文 具 費	15,651
			食 糧 費	151,656
その他の寄附	件	0	休 泊 費	12,960
その他の収入		500,000	雑 費	39,501
今 回 計		880,000	今 回 計	1,119,768
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		880,000	総 計	1,119,768

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	540,000円
	計	540,000円

報告書受理年月日	平成 29 年 10 月 20 日 第 1 回報告分
----------	----------------------------

正 誤

平成30年2月1日付け県公報（第2966号）中

ページ	段	行	誤	正
6	左	27 ～ 30	3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）	3 解除の理由 道路用地とするため

--	--